

愛知県農地水多面的機能推進協議会における専決に関する内規

平成26年2月10日制定

(目的)

第1条 この内規は愛知県農地水多面的機能推進協議会における事務処理を行うために必要な専決事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、専決とは、会長に代わり、事務局長がこの内規に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。

(効力)

第3条 この内規に基づいてなされた専決は、会長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(専決事項)

第4条 事務局長は、特に重要なものの以外の次に定める事項について専決することができる。

- 一 会議等の開催に関すること。
- 二 会員以外の者に対する調査、照会等に関すること。
- 三 収入に関すること。
- 四 会議費、事務費及び1件20万円未満の物品の購入費等の支出命令に関するこ
と。
- 五 完結文書の整理、保存及び廃棄を行うこと。
- 六 愛知県農地水多面的機能推進協議会事務処理規程第3条第1項及び第2項に定
める事務に関すること。
- 七 その他軽易な事項の処理に関すること。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。